

市第61号議案 横浜市個人情報の保護に関する条例の全部改正
市第62号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正
市第64号議案 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正

いわゆる個人情報法制「2000個問題」の弊害として、次のような問題が指摘されてきました。

- ・大学等の学術研究機関は、国立、公立、私立等の設置主体ごとにルールが異なり、迅速なデータ共有ができず、効率的な研究が妨げられる。
- ・自治体ごとにもルールが異なるので、大規模災害等の際の情報共有が円滑にいかない。

そこで、「活発化するデータ利活用に対応するため、個人情報等の適正な取扱いの全国的な共通ルールを設定すること」を目的に、令和3年に個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」）の大改正がなされ、ルールが一元化されました。

法改正により、今後は横浜市も保護法に基づき個人情報を取り扱うこととなるので、横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例」）その他の関係条例を改正します。

保護法と趣旨が重複する規定は削るので、保護条例は、条文数も77条から17条に減少し、保護法が条例で定めることを許容する事項等を定めるものとなります。

1 新条例の概要

保護法改正を受け、本市の「個人情報保護審議会」及び「情報公開・個人情報保護審査会」からも、答申を頂きました。答申は全37項目に及びますが、「個人情報保護の水準が低下することのないようにするべき」、「電子データの複写を交付する際の手数料に従量制を導入するべき」等の御意見を頂いています。

ルールの統一が保護法改正の目的ということもあり、国の個人情報保護委員会（以下「個情委」）は、「法による委任なく、個人情報保護に関する独自規定を条例に置くことは不可」「定めることは違法の可能性あり」とガイドラインに明記しています。したがって、条例による措置の範囲は限定的ですが、新制度の円滑な実施に必要な事項を定めます。

(1) 実施機関の基本方針（第3条）

現行条例（第8条）では、「個人情報の本人からの収集原則」及び「人種、信条、社会的身分に関する情報の不収集原則」を規定していますが、保護法には、これらに直接相当する規定はありません。

また、保有個人情報の開示請求が保護法に基づき実施されることに伴い、開示決定までの期間が保護条例（第26条）の14日から30日に延長されます。

これにより、市民の皆様が不安に思ったり、開示に当たっての利便性が低下することを防ぐ必要があります。そこで、「本人以外からの収集等に際してはその必要性を適切に検討すべきこと」、「開示請求があった場合は速やかに開示決定をするべきこと」を、実施機関の基本方針として定めます。

(2) 個人情報保護審議会（第5条及び第9条）

現行条例では、公益上の必要を理由として、例外的に個人情報を本人以外から収集すること等を審議会の諮問事項としています。

しかし、全国的に同じ基準で保護法を運用していく観点から、個情委は「個別事案の判断につき審議会等へ諮問することは、法改正の趣旨に反する。」と説明しています。

そこで、個別の案件については、審議会に「諮問」ではなく「報告」し、実施に当たってのアドバイス等を頂くこととします。また、報告案件も、個人情報取扱事務の外部委託等、影響が大きい案件に絞ります。

なお、保護条例の改正等、個人情報保護に関する重要事項については、従前どおり諮問事項とします。

(3) 保有個人情報の開示請求に係る手数料（第12条及び別表）

項目	現行条例	改正案
ア 開示自体の手数料	無料	同
イ 写しの交付代金の性質	実費	手数料
ウ 写しを紙で交付する場合	白黒1枚10円、 カラー1枚50円	同
エ 電子データの複製を交付	保存媒体費用のみ	媒体費＋1ページ10円 又は1ファイル210円 (※)
オ 紙文書を電子データ化しての交付	実施せず	媒体費＋1ページ10円

従量制

(※)WordやPDFのようにページ概念がある場合は1ページ10円、音声データやExcelのようにページ概念がない場合は1ファイル210円とします。

(4) 行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料（第13条）

政令で定める標準額のとおり、次の合計額を手数料として徴収します。

- ・基本料金 21,000円
- ・市における作成時間 1時間につき3,950円
- ・市が作成を外部委託した場合の委託料

2 保護法の適用による変化点

保護法の自治体への適用による主な変化点をまとめました。

現行条例と保護法の対応関係については、添付資料を御参照ください。

現行条例	保護法	主な変化点
第2条 定義	第2条及び第60条	<ul style="list-style-type: none">・保護法にいう個人情報とは「<u>生存する</u>個人の情報」なので、死者の情報は非該当化・「他の情報と<u>容易</u>に照合でき、個人を識別できるもの」が保護法にいう個人情報なので、照合が困難なものは非該当化・実施機関から議長を除外し消防長を追加
第10条第1項 第5号 公益上の理由による個人情報の目的外提供	第69条	<ul style="list-style-type: none">・他の行政機関等に対してする目的外提供は、相手方の所掌事務の範囲であり、提供に「相当な理由」があれば可・行政機関等以外に対する目的外提供は、「学術研究目的」「明らかに本人の利益になるとき」「特別の理由があるとき」等に可 (この場合の審議会関与は「諮問」から「報告」に)
第12条・第13条 電子計算機処理等	なし	電子計算機処理の一般化に伴い制限撤廃
第26条 開示決定期限	第83条	原則的開示決定期間が14日から30日に延長（速やかに対応する努力義務を規定することで利便性低下を防ぐ。）
第50条-第52条 是正の申出 第63条 苦情の処理	第128条	保護法に基づく苦情処理制度により対応
なし	第68条、第165条、第167条	影響の大きい漏えい事故、保護条例の改正等に係る個人情報委への報告義務

3 行政機関等匿名加工情報の提供制度

行政が保有するパーソナルデータを、ビッグデータとして活用するための、保護法に基づく新制度です。

本市には約400の個人情報ファイルがあるので、これらが対象になり得ます。提供する場合の事務の流れは、次のとおりです。

- (1)市：募集要項を公示し、提案を募集（毎年実施。募集期間は1か月以上）
- (2)データ活用を希望する事業者：提案書提出
- (3)市：「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであるか」等の見地から提案を審査
- (4)（審査を通過した場合）市と事業者：匿名加工情報利用に関する契約を締結及び手数料納付
- (5)市：匿名加工作業実施（外部委託する場合もあり）
- (6)市：事業者に提供

- ・提案を募集することは、市の義務です（保護法第111条）。
- ・提案の直接の目的が営利的でも、提案に係る事業が結果として「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する」場合は、対象となり得ます。
- ・「行政機関等匿名加工情報」は、個人情報ではありません。
- ・他の情報と照合して個人を特定する行為は、禁じられます（保護法第121条）。

【参考：オープンデータとの相違】

オープンデータとは、インターネット等を通じて公開された本市の公共データのうち、機械での判読に適し、誰もが目的を問わず無償で利用できるものをいいますが、個人情報が含まれるものはその対象外とされています（横浜市オープンデータの推進に関する指針）。

市民生活の向上、経済の活性化等に資することを目的としている点では、オープンデータと行政機関等匿名加工情報は似ていますが、後者は、個人情報の集合体について、お申し出に応じて、手数料を負担していただき、匿名化した上で提供するものであり、データ活用の可能性を一層広げる新制度です。

4 その他関連条例の改正

(1) 情報公開条例

ア 開示決定期間の算定方法の見直し（第11条）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」）では、14日以内の開示決定を原則としていますが、ゴールデンウィークや年末年始の前に開示請求があった場合、作業時間が確保しづらいという問題がありました。

そこで、「開庁日」で10日以内に決定することを原則とします。

イ 開示に当たっての電子メールの活用（第18条・別表）

電子メールを活用したデータの開示を実施します。この場合の手数料は、交付される電子データの態様により、「1 ページ10円又は1 ファイル210円」とします。

ウ 行政不服審査法に合わせた手続規定の整備等（第22条、第24条～第26条の2）

保護法改正により、保有個人情報の開示決定に係る審査請求に適用される行政不服審査法に基づく「審査会の委員単独による調査手続」等を一般の開示請求に係る審査請求でも可能にするため、手続規定を置きます。

エ 保護法に合わせた文言整理（第7条～第9条、第31条）

本人開示請求の根拠が保護条例から保護法に変わりますが、この制度の骨格は一般の開示請求と共通しているので、不開示事由等に係る規定を、保護法にそろえます。「非開示」という文言も、保護法に合わせて「不開示」とします。

(2) マイナンバー条例

マイナンバーを含む「特定個人情報」の保護については、「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例」（以下「マイナンバー条例」）で定めています。しかし、一連の法改正の中で、特定個人情報の保護も法律に基づくこととなり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にマイナンバー条例と同趣旨の規定が整備されたので、不要となる規定を削除します。

5 施行日

令和5年4月1日（保護法改正の施行日と同日）

6 添付資料

保護条例の新旧対照（新保護法との対応関係を含む。）

横浜市個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）	
<p>横浜市個人情報の保護に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 実施機関が保有する個人情報の保護</p> <p> 第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第17条）</p> <p> 第2節 個人情報ファイル（第18条・第19条）</p> <p>第3章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p> 第1節 本人開示請求（第20条—第33条）</p> <p> 第2節 訂正請求（第34条—第42条）</p> <p> 第3節 利用停止請求（第43条—第49条）</p> <p> 第4節 是正の申出（第50条—第52条）</p> <p> 第5節 審査請求（第52条の2—第56条）</p> <p>第4章 事業者に対する措置（第57条）</p> <p>第5章 横浜市個人情報保護審議会（第58条—第58条の3）</p> <p>第6章 雑則（第59条—第66条）</p> <p>第7章 罰則（第67条—第71条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> <u>（目的）</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関</u></p>	<p>横浜市個人情報の保護に関する条例</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 <u>横浜市（以下「市」という。）における個人情報の保護に関し必</u></p>	<p>17条になるので、目次廃止</p> <p>独自規定もあるの</p>

し必要な事項を定めるとともに、横浜市（以下「市」という。）が保有する個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、規則で定める市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「実施機関の職員」とは、市長、議長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員、人事委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員並びに前項の市の機関の長のほか、実施機関（同項の地方独立行政法人を除く。）の職務上の指揮監督を受ける職員並びに同項の地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

3 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）

要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令又は条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、法第2条第11項第2号の地方公共団体の機関たる市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(法第2条第1項)

で、「法施行条例」とはしない（国保条例参照）。体系的な内容を有する条例とは言いづらいため見出しは「趣旨」に変更

議長を削除し、消防長を追加

法は「生存する個人の情報」なので、死者の情報は非該当化

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

4 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(法第2条第2項)

5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

(法第2条第3項)

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(法第60条第1項)

7 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(法第60条第2項)

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

8 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(法第2条第4項)

(実施機関の**責務**)

(実施機関の**基本方針**)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第22条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に

第3条 実施機関は、市民の信頼に基づいて法を運用するため、個人情報を本人以外のものから収集し、又は人種、信条及び社会的身分に関する個人情報を収集しようとするときは、その必要性を適切に検討するものとする。

2 実施機関は、開示請求があったときは、法第83条第1項に規定する期間内であっても、速やかに開示決定等をするよう努めるものとする。

(法第3条：基本理念)

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下この条において同じ。）を開始しようとする

- ・旧第3条の趣旨は法第5条、第12条にあり
- ・新第1項は、旧第8条第1項、第3項の代替
- ・新第2項は審査会答申を踏まえてのもの

民間事業者は法の対象であり、あえて条例の対象とする必要なし

法にはないが許容される独自措置(法第75条第5項)

掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法

(6)の2 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 第10条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を第58条第1項に規定する横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供するものとする。

ときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集方法

(7) 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(8) 法第69条第2項本文の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(9) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定により届け出た事項について、一般の閲覧に供するものとする。

3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、前項の閲覧に供することを中止するものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を第9条第1項に規定する横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

(審議会への報告)

第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分

規定を時系列に整理したもの

旧第8条～第19条に

(保有の制限等)

第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例、規則その他の規程の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目

に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等
- (2) 法第27条第1項第5号から第7号までに掲げる事由による個人情報の提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該個人データの内容等
- (3) 法第69条第2項第4号に掲げる事由による保有個人情報の提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該保有個人情報の内容等
- (4) 法第75条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成 当該個人情報ファイル簿に記載された事項
- (5) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条第3項の規定による個人情報ファイル簿の変更 当該変更の内容
- (6) 令第21条第4項の規定による個人情報ファイルについての記載の消除 当該消除の事実
- (7) 法第112条第1項の規定による提案 同条第2項各号に掲げる事項

2 前項各号に掲げるもののほか、実施機関は、個人情報の保護に関し必要と認める事項について、審議会に報告することができる。

3 審議会は、実施機関に対し、前2項の規定による報告に係る事項について意見を述べることができる。

(法第61条第1項及び第2項)

あつた審議会諮問事項等を整理し、集約した。

的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明その他の事由により、本人から個人情報を収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- (7) 第10条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急に必要なとき。

(第3条第1項に基本方針として規定)

(法第62条)

「現行規定の維持は不可」が国の方針

<p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定めがあるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>4 実施機関は、個人情報を第1項第8号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(適正な維持管理)</p>	<p>(第3条第1項に基本方針として規定)</p>	<p>「現行規定の維持は不可」が国の方針</p>
<p>第9条 実施機関は、利用目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	<p>(法第65条)</p>	
<p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(法第66条第1項)</p>	
<p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。</p>		<p>「法第61条第1項があるので条例での規定は不可」が国の方針</p>

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 実施機関は、保有個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審議会に報告するものとする。

(提供先への措置の要求等)

第11条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために実施機関以外のものに提供しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係

(法第69条)

(市大、病院は法第27条)

(法第69条（市大、病院は法第27条）)

(法第70条)

個別諮問は不可なので、報告案件として新第5条に規定
同上

る個人情報について、使用目的及び使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正に取り扱うための必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理（以下「電子計算機処理」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。

2 実施機関は、第8条第3項に規定する個人情報を取り扱う事務について、電子計算機処理（前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条において同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、前項に規定する個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を同項第2号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認

「現行規定の維持は不可」が国の方針

「現行規定の維持は不可」が国の方針

<p>めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(事務の委託に伴う措置)</p>		
<p>第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに実施機関以外のものに委託しようとするときは、前項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(実施機関の職員の義務)</p>	<p>(法第66条第2項)</p> <p>(市大、病院は法第25条)</p>	<p>個別諮問は不可なので、報告案件として新第5条に規定</p>
<p>第15条 実施機関の職員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(派遣労働者の義務)</p>	<p>(法第67条)</p>	
<p>第15条の2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣され、当該実施機関における事務に従事している者(以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>(市長等の秘密保持義務)</p>	<p>(法第67条)</p>	<p>法第67条は、旧第15条～第16条をすべて包含する規定</p>
<p>第16条 市長、副市長、公営企業管理者、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員、監査委員並びに固定資産評価審査委員会委員並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置</p>	<p>(法第67条)</p>	

する執行機関の附属機関及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する公営企業管理者の附属機関の構成員は、職務上知り得た個人の秘密に属する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（受託者等の義務等）

第17条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者（地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理に関する業務を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を含む。）又は当該者から当該事務の再委託を受けた者は、受託した事務（指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務を含む。）又は再委託を受けた事務（以下これらの事務を「個人情報に係る受託事務等」という。）を行う場合において、第14条第1項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（法第66条第2項）

2 個人情報に係る受託事務等に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報に係る受託事務等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（法第67条）

第2節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する届出）

第18条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 保有する実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的

次条のファイル簿と同時に届出を受ける実務なので、不要

- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
 - (5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - (8) 第34条第1項ただし書又は第43条第1項ただし書に該当するときは、その旨
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(4) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの

(5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(7) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(8) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル

(9) 第2条第7項第2号に係る個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

(法第75条)

第19条 実施機関は、規則で定めるところにより、保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

報告案件として新第5条に規定

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等

第1節 本人開示請求

(本人開示請求権)

(法第76条)

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 法令の定めるところにより代理権を有する者その他規則で定める者(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「本人開示請求」という。)をすることができる。

(本人開示請求の手続)

(法第77条)

基本的に法に基づく手続になるので、条例は不要

第21条 本人開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「本人開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 本人開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 本人開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により本人開示請求書を提出する際、本人開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該本人開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、本人開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人開示請求をした者（以下「本人開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、本人開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（開示しないことができる保有個人情報）

（法第78条）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等又は横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）第100条の定めるところにより、本人に開示することができない情報
- (2) 本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第30条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該

事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供され

たものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当

な利益を害するおそれ

(保有個人情報の一部開示)

(法第79条)

第23条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、当該非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、本人開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の個人情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

ただし書部分は法に規定はないが、運用で対応

2 本人開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、本人開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

(法第81条)

第24条 本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。

(本人開示請求に対する決定等)

(法第82条)

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

い。

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

（法第83条）

第26条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、本人開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

法適用により開示期間が30日となる。サービス低下防止のため新第3条第2項で措置

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を本人開示請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、本人開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

（法第84条）

第27条 本人開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、本人開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、本人開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示をしない決定に係る理由付記等)

第28条 実施機関は、第25条第1項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、本人開示請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の保有個人情報に係る決定の日から1年以内に、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を本人開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第29条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、本人開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該本人開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、

(法第85条)

保護法にはないが、行政手続法上当然のことなので、削除

ほとんど適用がないので削除

法改正により、他の自治体や国にも移送ができるようになった。

当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

(法第86条)

第30条 本人開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び本人開示請求者以外の者（以下この条、第54条及び第55条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、本人開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第22条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 実施機関が個人の権利利益を保護するため特に必要があると認め、本人開示請求者に対して非開示情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合で、当該保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第53条第1項及び第54条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に

対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第31条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録されている次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 文書、図画又は写真にあっては、当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) フィルムにあっては、当該保有個人情報に係る部分の視聴、閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）
- (3) 電磁的記録にあっては、当該保有個人情報に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

2 前項各号の視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録された行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

3 第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける際、当該開示を受けようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該開示に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

(開示手続の特例)

第32条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第21条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により本人開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による本人開示請求があったときは、第25条

(法第87条)

(法施行令第21条)

(本人情報の本人への提供)

第6条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、当該実施機関が定める簡易な手続により本人に提供することができる。

から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該保有個人情報を開示するものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

(法第88条)

第33条 実施機関は、他の法令等の規定により、本人開示請求者に対し本人開示請求に係る保有個人情報が第31条第1項各号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第31条第1項各号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正請求

(訂正請求権)

(法第90条)

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

(法第91条)

第35条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報と特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により訂正請求書を提出する際、訂正請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

(法第92条)

第36条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

(法第93条)

第37条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、当該保有個人情報の訂正を行った上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、当該訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

(法第94条)

第38条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

(法第95条)

第39条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

(法第96条)

第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第29条第3項の規定

に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第37条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

（訂正をしない決定に係る理由付記）

第41条 実施機関は、第37条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正しないとき、又は同条第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

（法第97条）

第42条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の全部又は一部の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止請求

（利用停止請求権）

（法第98条）

第43条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求する

保護法にはないが、行政手続法上当然のことなので、削除

ことができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき
当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

（法第99条）

第44条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の規定により利用停止請求書を提出する際、利用停止請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相

当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

(法第100条)

第45条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

(法第101条)

第46条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該保有個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

(法第102条)

第47条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第44条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合にお

いて、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

(法第103条)

第48条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(利用停止をしない決定に係る理由付記)

第49条 実施機関は、第46条第1項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の一部について利用停止をしないとき、又は同条第2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部について利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面にその理由を示さなければならない。

第4節 是正の申出

(是正の申出)

第50条 何人も、実施機関が自己を本人とする保有個人情報を第6条から第10条までのいずれかの規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の取扱いの是正の申出をすることができる。ただし、第43条第1項の規定により利用停止請求をすることができる場合にあつては、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

(是正の申出の手続)

保護法にはないが、行政手続法上当然のことなので、削除

苦情処理（法第128条）の適用を受けるので不要。広聴制度でも対応可

第51条 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「是正申出書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 是正の申出の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により是正申出書を提出する際、是正の申出をしようとする者は、規則で定めるところにより、実施機関に対し、自己が当該是正の申出に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

（是正の申出に係る処理）

第52条 実施機関は、是正の申出があったときは、当該是正の申出に係る処理について、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上、必要があると認められる場合には、措置を講ずるものとする。

2 審議会は、前項の規定により実施機関に対し意見を述べた場合は、是正の申出をした者に対し、書面によりその意見の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、是正の申出をした者に対し、書面により是正の申出に係る処理の内容を通知しなければならない。

第5節 審査請求

（審査請求をすべき実施機関）

第52条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

ここも基本的には法律事項なので、多くを削除。いくつかの特例を規定

（審査請求をすべき実施機関）

第7条 法第107条第2項の審査請求は、同項の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

審査請求は上級行政庁にするのが行審法の原則だが、実施機関に対してさせるため、特例を定める(法

(審査請求の特例)

第52条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第52条の4 第52条の2の審査請求において行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受けるものは、横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第2条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)

第53条 第52条の2の審査請求があったときは、審査庁（当該審査請求がされた実施機関をいう。第3項において同じ。）は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、情報公開条例第22条第1項に規定する横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(法第106条)

(横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)

第8条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の審査請求に係る審査庁（当該審査請求がされた実施機関をいう。次項において同じ。）の諮問は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第22条第1項の横浜市情報公開・個人情報保護審査会に対し、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えて行うものとする。

第107条第2項による）。
消防長が該当

審査庁に対して請求する書面の交付費を実費から手数料に改めるので行審条例第2条が適用される。

法第105条により81条機関への諮問は義務付けられるが、本市には81条機関が2つあるので、本件諮問先は審査会である旨を規定

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報
の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により
読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしな
ければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、
当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請
求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第54条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければ
ならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する
参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 本人開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が
審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提
出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除
く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第55条 第30条第3項の規定は、次のいずれかに該当する裁決をする場合
について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する
裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（本人開示請求に係る保有個人情報の
全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保
有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に

（第1項に一本化）

2 前項の諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申があったときは、
これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。
い。

（法第105条第2項）

（法第107条第1項）

関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(調査権限等)

第56条 第53条第1項の規定による諮問に基づき、審査会が行う調査に係る権限及び意見の陳述、提出資料の閲覧、答申の内容の公表等の手続については、情報公開条例第24条から第27条までの規定によるものとする。

第4章 事業者に対する措置

第57条 市長は、事業者が個人情報の取扱いに関し市民の権利利益に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(1) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき。

(2) 前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく行わないとき、又は不正に行ったとき。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴かなければならない。

第5章 横浜市個人情報保護審議会

(横浜市個人情報保護審議会の設置等)

第58条 この条例及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)によりその権限に属させられた事項を行うため、横浜市個人情報保護審議会を置く。

(横浜市個人情報保護審議会の設置等)

第9条 法第3章第3節の施策等における個人情報の適正な取扱いの確保を図り、及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(平成27年9月横浜市条例第52号)によりその権限に属させられた事項を行うため、横浜市個人情報

情報公開条例の適用は明らかなので削除

個人情報保護委員会の監督権限のため削除

法第3章第3節の自治体には市会も病院も含まれる。市大は含まないが市大から

2 審議会は、前項の規定による事項を行うほか、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護に関する重要な事項を審議するものとする。

3 審議会は、前2項に規定する事項を行うほか、個人情報の保護に関し必要と認める事項について調査審議し、実施機関に意見を述べるができる。

4 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

5 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

6 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

9 審議会の委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等)

第58条の2 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行うため、審議会に部会として横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項の実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及

報保護審議会を置く。

2 審議会は、前項の規定による事項を行うほか、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護に関する重要な事項を審議するものとする。

3 審議会は、前2項に規定する事項を行うほか、個人情報の保護に関し必要と認める事項について調査審議し、実施機関に意見を述べるができる。

4 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

5 審議会は、市長が任命する委員7人以内をもって組織する。

6 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

9 審議会の委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等)

第10条 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行うため、審議会に部会として横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前項の実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及

の諮問は第2項により可能

1定における議会の条例制定により議会も諮問主体に含める形に変更予定

1定における議会の条例制定により議会も対象に含める形に変更予定

び審議に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 実施機関は、前項の意見が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう求めるものである場合には、当該措置に係る処理の内容を審議会に報告するものとする。

4 委員会は、審議会の委員1人以上及び専門委員をもって組織する。

5 前条第4項の規定は、委員会について準用する。

(規則への委任)

第58条の3 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(費用の負担)

第59条 第31条第1項各号の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

び審議に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 実施機関は、前項の意見が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう求めるものである場合には、当該措置に係る処理の内容を審議会に報告するものとする。

4 委員会は、審議会の委員1人以上及び専門委員をもって組織する。

5 前条第4項の規定は、委員会について準用する。

(規則への委任)

第11条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(開示請求に係る手数料)

第12条 法第89条第2項の手数料は、法第87条第1項の規定に基づく写しの交付により開示を実施する場合は別表に定める額とし、写しの交付以外の方法により開示を実施する場合及び法第82条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない場合は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する場合の手数料の額は、別表に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う

手数料として定める
(市大及び市会は独自に規定)

送付費用の納付方法は令により規則委任
第2項は、手数料条例第3条を参照

令第31条第1項及び第2項のとおり
(市大は独自規定)

(出資法人等の個人情報の保護)

第60条 実施機関は、市が出資その他財政支出等を行う法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、市長が定めるものの個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第61条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報（以下「調査票情報」という。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

(事業者等への情報の提供等)

第62条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者及び市

額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(出資法人等における個人情報の保護)

第14条 実施機関は、市が出資その他財政支出等を行う法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、市長が定めるものにおける個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

規則に適用除外となる施設を規定

民に対し、個人情報の取扱いに関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第63条 市長は、市における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と市民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の苦情の申出があったときは、当該苦情の内容及び処理又は講じた措置の概要を、審議会に報告するものとする。

(市長の調整)

第64条 市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、個人情報の保護について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

(運用状況の公表)

第65条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第66条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

第67条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者、派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は個人情報に係る受託事務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提

(法第128条)

(市長の調整)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、個人情報の保護について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

(運用状況の公表)

第16条 市長は、毎年1回、**法及び**この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第68条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第69条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第70条 第16条の規定に違反して個人の秘密に属する事項を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第71条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定によりされた届出（議長が届け出たものを除く。）は、この条例による改正後の横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定によりされた届出とみなす。

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた

審議会への諮問等法の規律を超える手続に関する経過措置はできない。
また、個人情報ファイル簿の作成は施行令で法施行後遅滞なく作成する経過措置が設けられているので、経過措置は設けない。

デジタル整備法附則第3条第2項の国の

場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

個人情報保護法の経過措置を参照。
文献によれば、この中には審査請求も含まれるとのこと。

4 施行日前に旧条例第50条第1項本文又は第2項の規定による是正の申出がされた場合における旧条例に規定する是正の申出に係る処理については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第58条の規定により横浜市個人情報保護審議会の委員及び専門委員に任命されている者は、新条例第9条の規定により審議会の委員及び専門委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員及び専門委員の任期は、同条第6項及び第8項の規定にかかわらず、令和6年5月31日までとする。

6 新条例第9条第5項の規定は、前項に規定する任期が満了する日の翌日以後に任命する委員の定数について適用し、同日前の定数については、なお従前の例による。

現委員の任期満了までは定数は従前の取扱いとするため。

7 新条例第12条の規定は、施行日以後の法第76条の規定による開示の請求に係る写しの交付の手数料について適用し、施行日前の旧条例第20条の規定による開示の請求に係る写しの交付の費用については、なお従前の例による。

これらの経過措置以外に、デジタル整備法附則第9条及び第10条において法による経過措置を設けている。罰則については、第10条によることとし、特別の定めはしない。

(横浜市震災対策条例の一部改正)

8 横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）の一部を次の

ように改正する。

第12条第2項中「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第6項に規定する」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項の」に改める。

（横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例の一部改正）

9 横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例（平成23年3月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）

10 横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例（昭和46年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第8条中「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第7条第2項に規定する」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第17条第1項の」に改める。